

## 「公会計協議会＜社会保障部会＞部会員リスト（暫定版）」

### 及び「監査法人リスト」の公表について

平成 28 年 5 月 20 日  
日本公認会計士協会  
公会計協議会

日本公認会計士協会は、「公会計協議会＜社会保障部会＞部会員リスト（暫定版）」及び「監査法人リスト」をこの度、公表いたしましたので、ご案内いたします。

先般国会において、一定規模以上の社会福祉法人及び医療法人に対して、公認会計士又は監査法人による会計監査を受けることを義務付けるための法改正がなされました。

当協会ではこれらの法改正に伴って、会計監査が義務付けられる社会福祉法人・医療法人が漏れなく会計監査人を選任することができるよう、尽力していく所存です。その一助として公会計協議会の中に社会保障部会を設置しました。

社会保障部会の部会員は、医療法人又は社会福祉法人の会計及び監査に関連する業務に関心を有する日本公認会計士協会の会員又は準会員から構成されています。当部会では、部会員として登録している会員・準会員のリストを公表して法人の会計監査人選任に役立つことを目指すほか、部会員に対して社会福祉法人・医療法人の会計監査に関する研修会や関係省庁の施策の最新動向等の情報を提供し、各部会員の専門家としての資質向上を図ることを目的としています。

部会員リストは、社会保障部会に部会員として登録されている会員・準会員の、氏名・登録番号・事務所所在地の情報を取りまとめたものです。

また、監査法人リストは、当協会会員の監査法人のうち、リストへの掲載希望があった事務所の情報を取りまとめたものです。

ご利用に当たっては、以下の点に特にご注意の上、閲覧をお願いいたします。

#### ＜ご注意事項＞

- ・部会員リスト及び監査法人リストは、共に作成日時点の情報に基づいています。
- ・本リストは、特定の事務所への依頼を推奨するものではありません。
- ・本リストを利用したことにより発生した不利益について、当協会は一切の責任を負うものではありません。
- ・本リストは、暫定リストであり、開示される項目は限定されています。

#### ＜添付＞

- ・公会計協議会＜社会保障部会＞部会員リスト（暫定版）[平成 30 年 4 月 2 日付]
- ・監査法人リスト[平成 30 年 4 月 2 日付]

■部会員の方へ■

部会員のうち、ご希望の方におかれましては、こちらの部会員名簿に、Eメールアドレス及び連絡先番号を追加で記載し、開示させていただきます。

恐れ入りますが、以下の点を記載の上、公会計協議会あてのアドレス（k-kyougikai@sec.jicpa.or.jp）にメールでご連絡をください。

- ① 会員（又は準会員）登録番号
- ② 氏名
- ③ 事務所電話番号の開示の可否
- ④ ③が可の場合、開示する電話番号
- ⑤ 協会メールアドレス（※）開示の可否

※「協会メールアドレス」とは、公認会計士協会から全会員に対し付与されているアドレスで、「○○@ms0\*.jicpa.or.jp」のようなアドレスをいいます。

部会員リストに記載するメールアドレスは、リストの管理の都合上、このアドレスとさせていただきます。

社会保障部会からのお知らせメールも協会メールアドレス宛てに届きますので、普段業務でお使いのアドレスに転送設定をしていただけますと便利です。

（会員マイページから設定できます。）

以 上